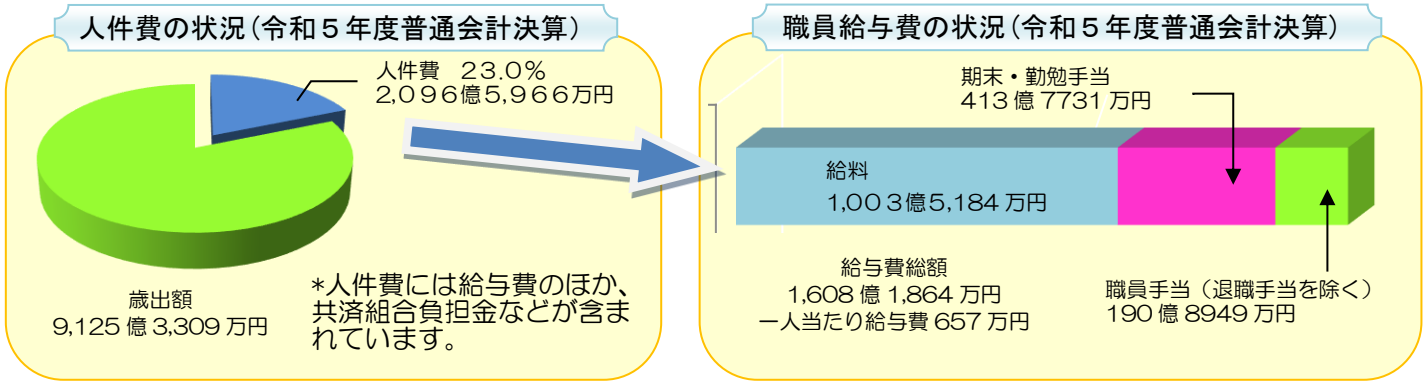


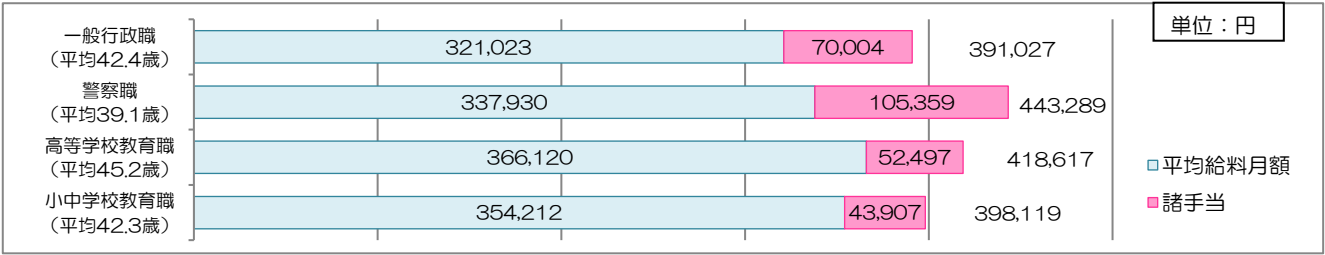
栃木県職員の給与

栃木県職員の給与のあらましを県民の皆さまにお知らせします。

栃木県職員の給与は、県内民間企業の給与の実態や生計費、物価などの調査に基づいて栃木県人事委員会が行う給与勧告や、国・他の地方公共団体との均衡を考慮し、県議会の審議を経て、条例で定められています。



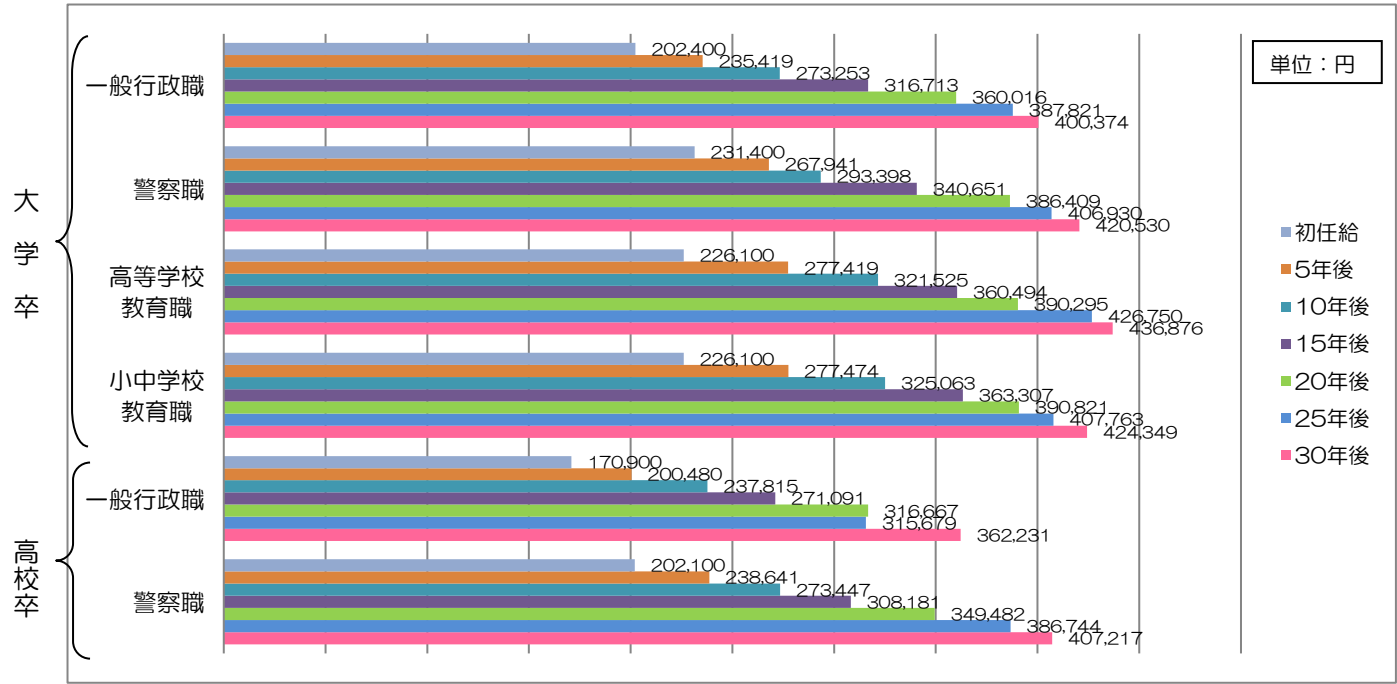
平均給与月額（給料月額（基本給）＋諸手当）、平均年齢の状況（令和6年度）



※諸手当は期末・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当を除きます。(R6.4.1 現在)

経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年度）

(R6.4.1 現在)



諸手当の状況

職員には、次のような手当が支給されています。

(令和7年4月1日現在)

期末勤勉手当 (R7年度支給割合)	区分		6月期		12月期			計		
	期末手当		1.25月分		1.25月分			2.50月分		
	勤勉手当		1.05月分		1.05月分			2.10月分		
退職手当 (R5年度の実績)	支給率	退職事由	勤続20年		勤続35年		最高限度額		平均支給額(一般、教育、警察)	
		自己都合	19.6695月分		39.7575月分		47.709月分		1,257千円	
		応募認定・定年	24.586875月分		47.709月分		47.709月分		22,434千円	
	応募認定退職者に対する加算措置(2~45%)									
地域手当	民間賃金の水準を基礎とし、物価等を考慮して以下の地域で勤務する職員に対し、給料月額等に対する所定の割合で支給される手当です。									
	支給率	栃木県	東京都 特別区	神奈川県 横浜市	大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	広島県 広島市	宮城県 仙台市	医師又は 歯科医師
		3.8%	20%	16%	16%	14%	14%	9%	7%	16%
特殊勤務手当	危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な業務等に従事する職員に対して支給される手当です。 【特殊な業務の例】放射線取扱業務、特殊現場作業、銃器等を所持する犯人の逮捕業務(警察官)									
超過勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間数に応じて支給される手当です。									
扶養手当		扶養親族				令和7年度		令和8年度		
		子(1人当たり)				11,500円		13,000円		
		配偶者		行7級以下		3,000円		廃止		
		父母等		行7級以下		6,500円				
				行8級		3,500円				
				行9級		なし				
住居手当	借家・借間		家賃に応じて月額最高28,000円							
通勤手当	公共交通機関利用者		○定期券・回数券代相当額 ○新幹線等利用の場合、一定の条件を満たせば、特別料金等相当額							
	自家用車等使用者		○通勤距離に応じて月額2,000円~63,900円 ○公共交通機関との併用者で有料駐車場利用の場合、利用料金の2分の1の額 (月額最高 四輪自動車:3,000円、四輪以外:500円)							
単身赴任手当	異動に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった職員に対し、単身赴任の距離に応じて30,000円~100,000円									

特別職の報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

給料月額				期末手当(R7年度支給割合)
知事	1,290,000円 (1,161,000円)	議長	990,000円	6月期 1.725月分 12月期 1.725月分 計 3.45月分
		副議長	900,000円	
副知事	1,010,000円 (939,300円)	議員	830,000円	

※上記給料月額は、令和7年4月1日現在、()内の額に減額しています。